

制度改革の経緯

雇用保険法の改正経過①

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の概要（平成元年改正）

- 短時間労働被保険者に関する求職者給付の特例
- 雇用保険四事業の再編（雇用改善事業を雇用安定事業に統合）
- 三事業に係る弾力条項の見直し

労働保険の保険料の徴収等に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の概要（平成4年改正）

- 賃金日額の計算の特例の弾力化
- 基本手当日額表の自動要件変更の緩和
- 基本手当の減額にかかる内職収入控除額の引上げ
- 再就職手当の支給要件の改善
- 雇用保険料率及び国庫負担率の暫定的引下げ（原則負担率（1/4）の8/10に引下げ）

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成6年改正）

- 高年齢雇用継続給付の創設
- 育児休業給付制度の創設
- 高年齢者（60歳以上～65歳未満）の基本手当の給付率の改正（「60～80%」から「50～80%」に引下げ）
- 基本手当の日額の年齢別上限額の設定及び日額の自動的変更の要件改正
- 所定給付日数の年齢区分の変更
- 高年齢求職者給付金の額の引上げ
- 日雇い労働求職者給付金の受給要件の緩和及び日額の引上げ
- 再就職手当の支給要件の改善

雇用保険法及び船員保険法の一部を改正する法律の概要（平成10年改正）

- 教育訓練給付制度の創設
- 介護休業給付制度の創設
- 高年齢求職者給付金の額の引下げ及び国庫負担の廃止
- 失業等給付に係る国庫負担率の暫定的引下げ（平成4年改正よりさらに7/10に引下げ）

雇用保険法の改正経過②

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成12年改正）

- 基本手当の所定給付日数の変更
離職の態様に応じて再構成し、離職を余儀なくされた者に対し基本手当を重点化。
- 再就職手当の支給額算定方法の変更
支給残日数等の区分に応じた算定方法から、支給残日数により逡減する算定方法へ変更。
- 育児休業給付及び介護休業給付の給付率の引上げ
両給付とも25%から40%に引上げ
- 失業等給付に係る国庫負担率及び雇用保険料率の変更
 - ・ 国庫負担率の原則（1/4）復帰：平成4年及び平成10年改正に伴う暫定的引下げの廃止
 - ・ 法定の保険料を0.8%から1.2%に引上げ
- 雇用保険率の弾力的変更に係る規定の改正
弾力規定の発動基準を収入対比方式から支出対比方式に改正

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成15年改正）

- 基本手当の給付率及び日額上限額等の見直し
再就職時賃金との逆転を解消する等の観点から、給付率を「60～80%」から「50～80%」に引下げ等を実施。
- 就職促進手当の創設
非常用雇用型就職促進手当を創設（給付率30%）
- 通常労働者と短時間労働者の給付内容の一本化
短時間労働者か否かに関わらず給付内容を統一
- 壮年層（35歳以上45歳未満）の基本手当の給付日数の改善
加入期間が10年以上の倒産、解雇等による離職者（35歳以上45歳未満）について所定給付日数を30日間延長
- 教育訓練給付の給付率及び上限額の引下げ並びに支給要件期間の緩和
給付率を80%から「20～40%」に引下げるとともに、支給要件期間を5年から3年に緩和。
- 高年齢雇用継続給付の支給要件及び給付率の見直し
60歳時賃金に比して25%超（改正前：15%）の賃金低下があった際に、原則15%（同：25%）を給付。
- 雇用保険率の改定及び前2年間の据置き
法定の保険料を1.6%に引上げ、平成16年度までは暫定的に1.4%に据え置き。
- 雇用安定資金の使用に関する特例
雇用安定資金を失業等給付の支払いのために使用することを可能とする。

雇用保険法の改正経過③

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成19年改正）

- 失業等給付に係る国庫負担の在り方の見直し
本来の国庫負担率（1/4）の55%とする＜当分の間＞。高年齢継続給付に係る国庫負担については廃止。
- 失業等給付に係る雇用保険率の見直し
 - ・弾力料率を±0.2%から±0.4%に拡大。
 - ・雇用安定事業等の弾力条項の連続発動期間の制限（2年間）を撤廃
- 雇用福祉事業の廃止
雇用保険三事業のうち、雇用福祉事業を廃止。
- 船員保険制度の統合等
船員保険制度のうち労災保険及び雇用保険に相当する部分をそれぞれの制度に統合し、それ以外を全国健康保険協会に移管。
- 被保険者資格及び受給資格要件の一本化
短時間労働被保険者の被保険者区分をなくし、被保険者資格と受給資格要件を一般被保険者として一本化。
- 育児休業給付の給付率引上げ等
給付率を40%から50%に引上げ＜平成21年度末まで＞
- 教育訓練給付の受給要件及び雇用安定事業等の対象範囲の見直し
 - ・教育訓練給付の受給要件期間を初回のみ3年から1年に緩和＜当分の間＞
 - ・雇用安定事業等の対象として「被保険者になろうとする者」を明確化

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成21年改正）

- 特定理由離職者区分の創設（契約の更新がないことにより離職した者及び正当理由離職者）
 - ・受給資格要件について解雇等の離職者と同様の扱いとする。
 - ・契約の更新がないことにより離職した者等の給付日数を解雇等による離職者並に暫定的に拡充＜平成23年度末まで＞
- 個別延長給付の創設
特定受給資格者等に対して、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に給付日数を60日分延長＜平成23年度末まで＞
- 再就職手当の給付率引上げ等
支給残日数により給付率に差をつけた上で全体として給付率を引上げ＜平成23年度末まで＞
- 常用就職支度手当の対象範囲拡大及び給付率引上げ＜平成23年度末まで＞
- 育児休業給付の見直し
育児休業基本給付金及び職場復帰給付金を統合し、平成19年改正に伴う給付率の引上げを延長＜当分の間＞
- 失業等給付に係る雇用保険料率の引下げ
特例的に保険料を弾力幅以上に引下げ0.8%とする＜平成21年度限り＞

雇用保険法の改正経過④

雇用保険法の一部を改正する法律の概要（平成22年改正）

- 当面の雇用保険制度の安定的運営を確保するため、21年度における求職者給付及び雇用継続給付の国庫負担として、21年度補正予算で3500億円の一般財源を措置
- 雇用保険の国庫負担については、22年度中に検討し、23年度において、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止

雇用保険法等の一部を改正する法律の概要（平成22年改正）

- 非正規労働者に対する適用範囲の拡大
適用基準について「6か月以上雇用見込み」（要領に規定）から「31日以上雇用見込み」（法に規定）に緩和
- 雇用保険に未加入とされた者に対する遡及適用期間の改善
事業主が届出を行わなかったため未加入者とされた場合について、2年を超えて遡及適用
- 雇用保険二事業に係る財政的措置
 - ・ 雇用保険二事業の財源不足を補うため、失業等給付の積立金から借り入れる仕組みを暫定的に措置＜平成23年度末まで＞
 - ・ 雇用保険二事業の保険料率に係る弾力条項の発動を停止
- 失業等給付に係る雇用保険料率の見直し
弾力条項により、原則保険料率1.6%から1.2%に引下げ（告示）

雇用保険法の改正経過⑤

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律の概要（平成23年改正）

- 賃金日額の引上げ
日額上限及び下限の算定基礎を賃金分布の「上位12.5%」又は「下位5%」を基に算出し、引上げ
- 再就職手当の給付率引上げ
平成21年改正よりさらに10%ずつ給付率引上げた上で恒久化（支給残日数：1/3以上：50%、1/2以上：60%）
- 常用就職支度手当の給付率の暫定的引き上げの恒久化
平成21年改正による給付率の暫定的な引き上げ（30%から40%）を恒久化
- 失業等給付に係る雇用保険料率の引下げ
法定の保険料を1.6%から1.4%に引下げ
- 雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で国庫負担に関する暫定措置を廃止

現下の厳しい雇用情勢に対応して労働者の生活及び雇用の安定を図るための雇用保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律の概要（平成24年改正）

- 契約の更新がないことにより離職した者等に対する給付日数拡充措置の延長
平成21年改正で措置した給付日数拡充措置を延長＜平成25年度末まで＞
- 個別延長給付の延長
平成21年改正で創設した個別延長給付について延長＜平成25年度末まで＞
- 雇用保険二事業の安定的な運営
平成22年改正で措置した二事業への積立金からの借り入れ措置を延長＜平成25年度末まで＞
- 失業等給付に係る雇用保険料率の引下げ
弾力条項により、原則保険料率1.4%から1.0%に引下げ（告示）

雇用保険法の改正経過⑥

雇用保険法の一部を改正する法律の概要（平成26年改正）

- 育児休業給付の充実
休業開始後6月につき、休業開始前の賃金に対する給付割合を67%に引上げ
- 教育訓練給付金の拡充（専門実践教育訓練給付金）
現行20%・上限10万円の給付を、最大60%・上限48万円に引き上げ、原則2年間（最大3年間）給付
- 教育訓練支援給付金の創設
専門実践教育訓練を受講する45歳未満の若年離職者には、基本手当の50%を訓練受講中に支給＜平成30年度末まで＞
- 就業促進手当（再就職手当）の拡充
再就職手当を受給した者が、離職前賃金と比べて再就職後賃金が低下した場合には、低下した賃金の6月分を追加的に給付
- 失業等給付の暫定措置の延長
平成25年度末までとされた失業等給付の暫定措置を3年間延長＜平成28年度末まで＞

基本手当に係る主な制度変遷

	平成12年 改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)
法定賃金 日額 ※ () 内は 短時間労働 被保険者	・ 下限：3,960円 (2,970) ・ 上限：13,560 ~ 18,080円	・ 下限：4,290円 (2,150) ・ 上限：14,720 ~ 19,620円	・ 下限：2,140円 ・ 上限：13,160 ~ 16,080円	同 左	・ 下限：2,320円 ・ 上限：12,870 ~ 15,730円
所定給付 日数	90~300日	特定受給資格者： 90~330日 特定受給資格者以外： 90~180日	特定受給資格者： 90~330日 特定受給資格者以外： 90~150日	特定受給資格者： (特定理由離職者も同様) 90~330日 特定受給資格者以外： 90~150日 個別延長給付の創設	同 左
給付率 ※ () 内は 60歳以上	60 (50) ~80%	同 左	50 (45) ~80%	同 左	同 左

注) 特定理由離職者の給付日数延長措置及び個別延長給付については平成21年改正で措置され、平成24年改正で2年間、平成26年改正で更に3年間延長されている(平成28年度末まで)

再就職手当に係る主な制度変遷

	平成12年 改正以前	平成12年改正 (平成13年4月施行)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成21年改正 (同年4月施行)	平成23年改正 (同年8月施行)	平成26年改正 (同年4月施行)
給付額	所定給付日数の 区分 及び 支給残日数の区 分 に応じて支給 ※支給残日数が所定 給付日数の1/3以 上かつ45日以上 必要	支給残日数 の 1 / 3 分 ※省令で規定	支給残日数 の 3 0 % 分	所定給付日数 1/3以上 支給残日数の40% 所定給付日数 2/3以上： 支給残日数の50% ※「支給残日数が45 日以上」は要件と して撤廃 ※平成23年度末まで	所定給付日数 1/3以上： 支給残日数の50% 所定給付日数 2/3以上： 支給残日数の60% →※恒久化	離職前賃金からの 低下分 (6月分)を追加 支給 支給残日数の 40%分を上限 ※6月間職場に定着 することを条件

教育訓練給付に係る主な制度変遷

	平成15年改正以前 (平成10年12月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)	平成19年改正 (同年10月施行)
給付率	8 0 % ※上限（省令）：30万円 (平成13年1月より) ※平成10年創設時は上限20万円	2 0 ~ 4 0 % ※具体的な給付率（省令）： 要件期間3～5年：2 0 % 要件期間5年以上：4 0 % ※上限（省令）： 要件期間3～5年：1 0 万円 要件期間5年以上：2 0 万円	2 0 ~ 4 0 % ※具体的な給付率（省令）： 要件期間に関わらず2 0 % ※当分の間、初回の受給に限り1年 以上の要件期間で足りる ※上限（省令）：1 0 万円

高年齢継続給付に係る主な制度変遷

	平成 1 5 年改正以前 (平成 7 年 4 月創設)	平成 1 5 年改正 (同年 5 月施行)
給付率	賃金の原則 2 5 % ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・ 80 – 85% : 給付額は逡減 ・ 85%以上 : 支給しない	賃金の原則 1 5 % ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・ 70.15 – 75% : 給付額は逡減 ・ 75%以上 : 支給しない

※平成19年改正で国庫負担を廃止

育児休業給付に係る主な制度変遷

	平成 1 2 年改正以前 (平成 7 年 4 月創設)	平成 1 2 年改正 (平成 1 3 年 1 月施行)	平成 1 9 年改正 (同年 10 月施行)	平成 21 年改正 (22 年 4 月施行)	平成 26 年改正 (同年 4 月施行)
給付率	2 5 % 〔 育児休業基本給付金 : 2 0 % 職場復帰給付金 : 5 % 〕	4 0 % 〔 育児休業基本給付金 : 3 0 % 職場復帰給付金 : 1 0 % 〕	5 0 % 〔 育児休業基本給付金 : 3 0 % 職場復帰給付金 : 2 0 % ※平成21年度末まで (暫定措置) 〕	5 0 % ※全額休業期間中に支給 ※暫定措置の期限を「当分の間」に延長	6 7 % (50%) ※育児休業開始から 6 月までは休業開始前賃金の 67% に引上げ (それ以降は休業開始前賃金の 5 0 %)

雇用保険料及び国庫負担の推移

	失業保険 (昭22)(昭24)(昭27)(昭34)(昭35)(昭45)	雇用保険 (昭50)(昭53)(昭54)(昭56)(昭57)(昭61)(昭63)(平4)(平5)(平10)(平13)(平14)(平17)(平19)(平21)(平22)(平23)(平24)(平27)
雇用保険料	$\frac{22}{1,000}$ $\frac{20}{1,000}$ $\frac{16}{1,000}$ → $\frac{14}{1,000}$ $\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$ $\frac{13.5}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{14.0}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{14.0}{1,000}$ $\frac{14.5}{1,000}$ $\frac{12.5}{1,000}$ $\frac{11.5}{1,000}$ → $\frac{15.5}{1,000}$ $\frac{17.5}{1,000}$ $\frac{19.5}{1,000}$ $\frac{15.0}{1,000}$ $\frac{11.0}{1,000}$ $\frac{15.5}{1,000}$ → $\frac{13.5}{1,000}$ →
失業等給付 保険料率 (労使折半)	$\frac{22}{1,000}$ $\frac{20}{1,000}$ $\frac{16}{1,000}$ → $\frac{14}{1,000}$ $\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$ → $\frac{11}{1,000}$ (法改正) → $\frac{9}{1,000}$ $\frac{8}{1,000}$ (弾力)(法改正) → $\frac{12}{1,000}$ $\frac{14}{1,000}$ (法改正)(弾力) $\frac{16}{1,000}$ (法改正)(注2) $\frac{12}{1,000}$ (弾力)(注4) $\frac{8}{1,000}$ (法改正) $\frac{12}{1,000}$ (弾力) → $\frac{10}{1,000}$ (法改正・弾力) →
二事業 保険料率 (使用者負担)		$\frac{3.0}{1,000}$ $\frac{3.5}{1,000}$ (法改正) → $\frac{3.0}{1,000}$ $\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)(弾力) $\frac{3.0}{1,000}$ $\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)(弾力) → $\frac{3.0}{1,000}$ (弾力) → $\frac{3.5}{1,000}$ (法改正) →
国庫負担率 (基本手当)	$\frac{1}{3}$ → $\frac{1}{4}$	→ $\frac{22.5\%}{(1/4 \times 0.9)}$ $\frac{20.0\%}{(1/4 \times 0.8)}$ $\frac{14.0\%}{(20.0\% \times 0.7)}$ $\frac{1}{4}$ → $\frac{13.75\%}{(1/4 \times 0.55)}$ (注5) →

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつの上乗せがあり、また、建設業の二事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 平成4年度～平成12年度、平成19年度～の国庫負担は、「当分の間」の措置として、本来の国庫負担の所要額に一定の率(H4年度0.9、H5～9年度0.8、H10～12年度0.56、H19年度～0.55)を乗じて得た額とされた。

(注4) 平成21年度の1年間に限り暫定的に引下げ。

(注5) 平成21年度二次補正において、3500億円を追加投入。

(注6) 平成23年法改正により、失業等給付に係る法定の保険料率を平成24年度より14/1000に引き下げることとされた。また、国庫負担については、引き続き検討を行い、できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で暫定措置を廃止するものとする、とされた。